



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4章 重点区域の位置及び区域

第1節 重点区域設定の考え方と位置

1 重点区域設定の考え方

斑鳩町には、1400年を超える長い歴史を今に伝える数多くの文化財や、法隆寺に関連する伝統行事等が、地域の人々の生活に溶け込んで、斑鳩の里の特有の歴史的風致を形成している。このような、斑鳩の里の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域を、重点区域として設定する。

第1期の斑鳩町歴史的風致維持向上計画では、歴史まちづくり法第2条第2項に示される「重点区域」の土地の区域の要件に基づき、斑鳩町の歴史的風致の核ともいえる法隆寺周辺地区を重点区域に設定し、歴史的建造物の保存・活用、町並み等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事等の継承、活性化等に取り組んできた。

第1期計画においては、歴史的風致形成建造物の修理・修景や案内看板の整備、道路の美装化等の実施により、「法隆寺周辺地区」における歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組み、その結果として、区域内の景観の向上、町並みの保存などの成果がみられている。さらに、行政による事業だけでなく、民間による事業が行政との連携により進むことにより、協働のまちづくりの取組も図られてきた。

しかし、歴史的建造物が集中する法隆寺周辺で引き続き良好な歴史的風致を維持するためには継続的に歴史的建造物の修理・修景を推進する必要がある。また、少子高齢化等を背景に歴史的建造物の維持や伝統行事の担い手不足が進むことが予想される。このような状況において民俗芸能や伝統行事等は、見る機会、触れる機会をつくり、知ってもらうことがその対策の導入として重要である。さらに、重点区域内の周遊性の向上や海外からの旅行者の増加に向けた対応の強化なども必要である。

このような状況を踏まえ、第2期計画では引き続き法隆寺周辺を重点区域として設定し、重点的に施策を実施することで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ることとする。

なお、歴史まちづくり法第2条第2項に示されている「重点区域」の土地の区域の要件は以下のとおりである。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又



は史跡名勝天然記念物として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地

□ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区(以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。)内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

2 重点区域の位置

斑鳩町の国指定文化財(建造物)49件のうち、法隆寺には国宝が18件、重要文化財が29件、合わせて46件(1件は同一棟に国宝と重要文化財があるため46件となる。)があり、斑鳩町にある重要な歴史的建造物は法隆寺に集中して存在している。さらに、その周辺地域には、法隆寺ゆかりの社寺が建立され、法隆寺を支える集落が形成されて、現在もその町割り、町並みがよく残されている。

これらの歴史的遺産の周辺環境を保全するため、これまで、「奈良県風致地区条例」に基づく「風致地区」、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく「歴史的風土特別保存地区」及び「歴史的風土保存区域」に指定し、規制・誘導を行ってきた。

こうした中、斑鳩町では、平成23年(2011)3月に「斑鳩町景観計画」を策定し、平成23年4月に「斑鳩町景観条例」を施行、平成25年(2013)4月に「斑鳩町風致地区条例」を施行し、町が主体となって歴史的環境の保全に取り組む体制を整えてきた。

一方、斑鳩町の歴史的風致は、法隆寺及び法隆寺周辺地域、龍田地域をはじめとして、町内の多くの旧集落に残されているが、その中でも、法隆寺及び法隆寺周辺地域の歴史的風致は、法隆寺や周辺地域での伝統行事等が、法隆寺を支えた集落の暮らしと一体となって今日まで継承されてきた、独自性の高い歴史的風致である。

法隆寺周辺地域の歴史的風致を形成しているゾーンの中でも、法隆寺を支えてきた集落である西里、東里、三町、五丁町では、法隆寺と地域のつながりが次第に薄れ、高齢化が進む中、将来的には、伝統行事を継承する担い手がいなくなり、歴史的建造物を維持できず、建て替えや空き家化が進むことになりかねない。そのような中、近年、地域住民の中から、地域の歴史資源を見直し活用することでまちなか観光を推進し、地域住民が歴史的風致を再認識し、次の世代に伝えていく活動が育ちつつある。

これらをふまえて、斑鳩町の歴史的風致の核ともいえる法隆寺周辺地区を重点区域と設定し、歴史的建造物の保存・活用、町並み等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事等の継承、活性化等に取り組むこととする。

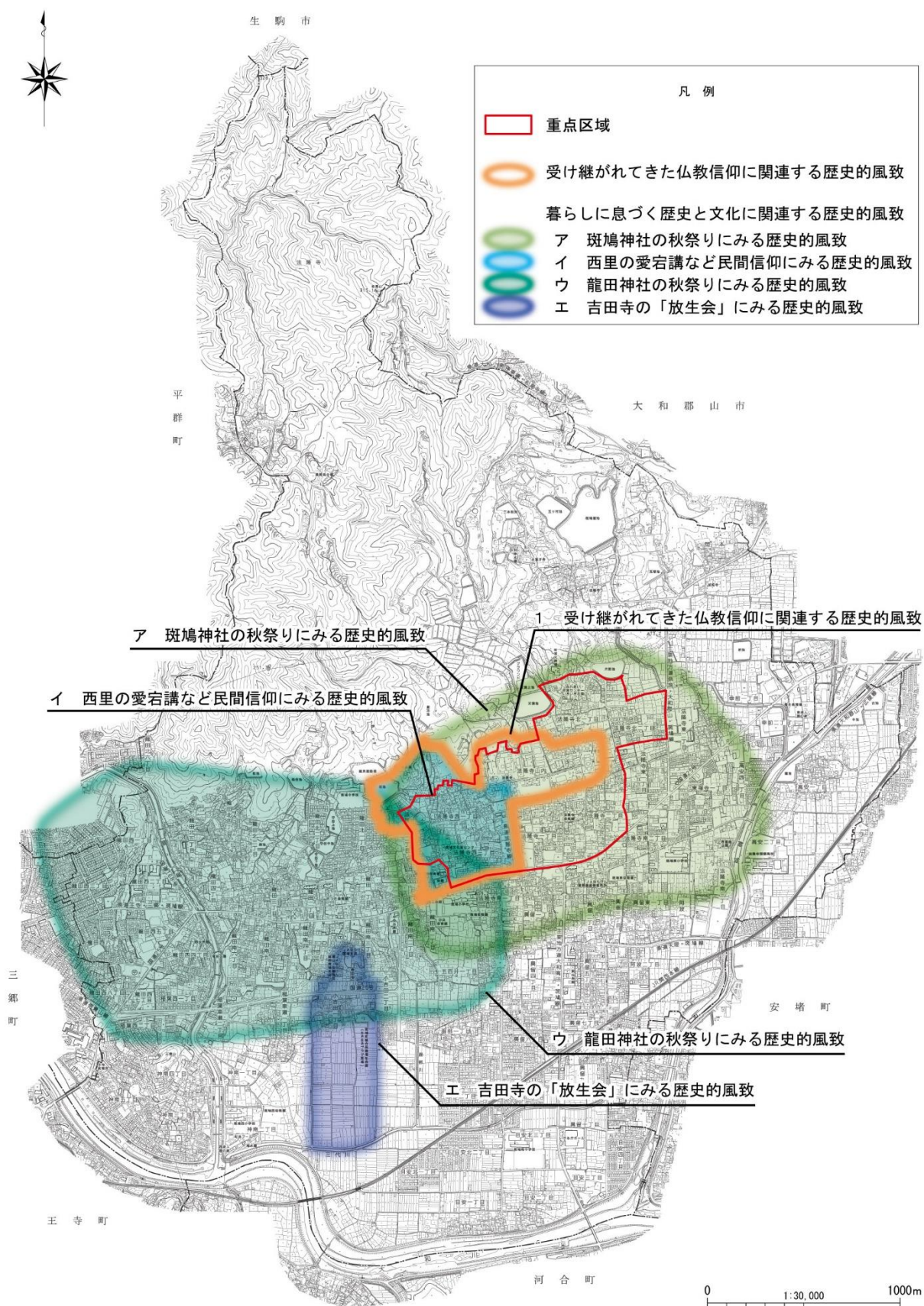


図4-1 歴史的風致の分布

147

3 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、法隆寺と法隆寺を支えてきた集落として、西里、東里、三町、五丁町の範囲とする。

重点区域の範囲の境界は、①国宝・重要文化財建造物が集積する法隆寺境内地、②歴史的風土保存区域の境界、③法隆寺を支えてきた集落(西里、東里、三町、五丁町)の町丁界、といった要素を考慮して定めている。

重点区域の名称：法隆寺周辺地区

重点区域の面積：約82.0ha

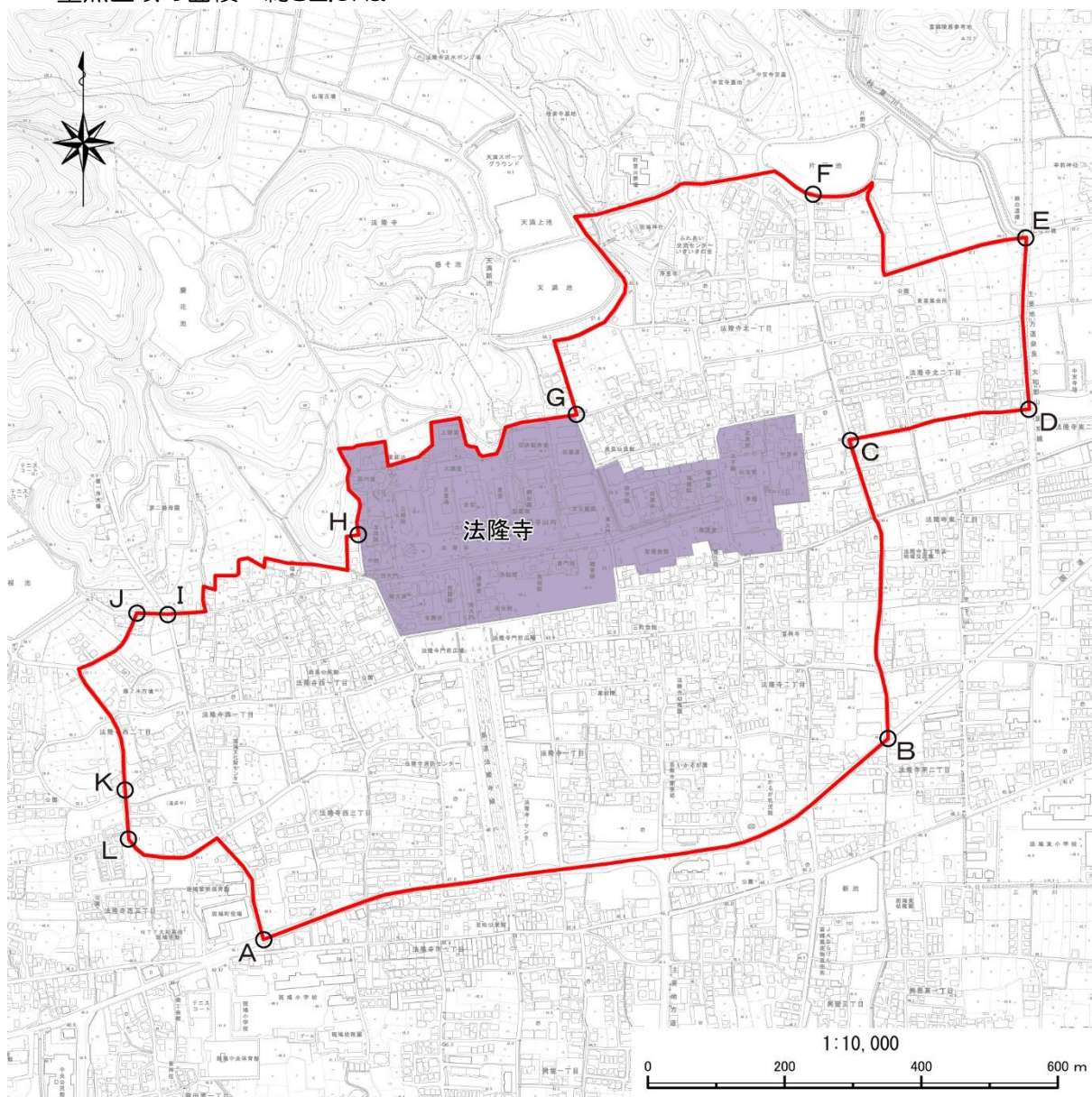


図4-3 (重点区域)法隆寺周辺地区の範囲



■区域の境界

A～B	国道25号
B～C	町道201号線
C～D	町道217号線及び265号線
D～E	県道奈良・大和郡山・斑鳩線
E～F	町道263号線及び262号線、 法隆寺北二丁目と大字法隆寺の境界
F～G	町道201号線、221号線、157号線及び214号線
G～H	町道156号線及び法隆寺山内と大字法隆寺の境界
H～I	法隆寺西一丁目と大字法隆寺の境界 町道130号線及び111号線
I～J	町道103号線
J～K	町道167号線
K～L	町道115号線
L～A	町道103号線及び152号線

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第2節 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上による効果として、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、伝統行事等の継承・活性化などがあるが、こうした取組みによって、重点区域の歴史的風致の特色と価値が顕在化し、まちの魅力づくりにつながる効果がある。また、観光・交流の活性化、コミュニティの継承・活性化、斑鳩町で暮らすことの価値や魅力の向上にもつながる。

さらに、重点区域における取組みは、斑鳩町の他の区域においても歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や伝統行事等の継承・活性化等を進めることにつながり、本町のめざす歴史と文化がくらしの中に息づくまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。



第3節 良好な景観の形成に関する施策との連携

斑鳩町における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づく景観施策がある。

1 重点区域の都市計画

重点区域の全域が、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)に規定する歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区に指定されているとともに、風致地区に指定されており、良好な風致や歴史的風土の保全が図られている。

また、重点区域の約6割が市街化区域、約4割が市街化調整区域となっており、市街化区域における用途地域については、すべて第1種低層住居専用地域に指定されている。

今後とも、住民・事業者等にこれらの内容の普及・啓発を図りながら、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努める。

(1) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区(古都保存法)

重点区域は、ほぼ全域が歴史的風土保存区域に指定されており、そのうち法隆寺境内は、歴史的風土特別保存地区に指定されている。

歴史的風土特別保存地区においては、現状を維持・保存するため、建築物の建築、工作物の設置、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為を行う場合には町長の許可が必要である。また、歴史的風土保存区域においては、上記の行為を行う場合には町長への届出が必要である。

なお、当該区域は風致地区と重複していることから、風致地区の許可申請をもって届出があったものとしている。

法隆寺境内については現状を維持・保存する地区として、そして、重点区域全域については歴史的風土として保存する区域として位置付けられている。

(2) 風致地区(斑鳩町風致地区条例)

重点区域は全域が風致地区に指定されており、法隆寺境内を含む歴史的風土特別保存地区に相当する区域は第1種風致地区、その他の区域は第3種風致地区となっている。

風致地区において開発行為や建築行為をしようとする場合は、町長の許可が必要である。許可の基準として、建築物については、高さ、建ぺい率、壁面後退距離(道路側及び隣地側からの距離が限度以上)、緑地率が定められている。この規制は、用途地域による高さ制限、建ぺい率、壁面後退よりきびしいものとなっている。

さらに、風致地区は7つのゾーンに区分され、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針が定められ、「建築物の形態及び意匠に関する基準」が設けられている。

重点区域については、歴史的風土特別保存地区に相当する区域はゾーン1、周辺の東里、西里、三町の集落区域はゾーン5、その他はゾーン3及びゾーン6に分類されている。

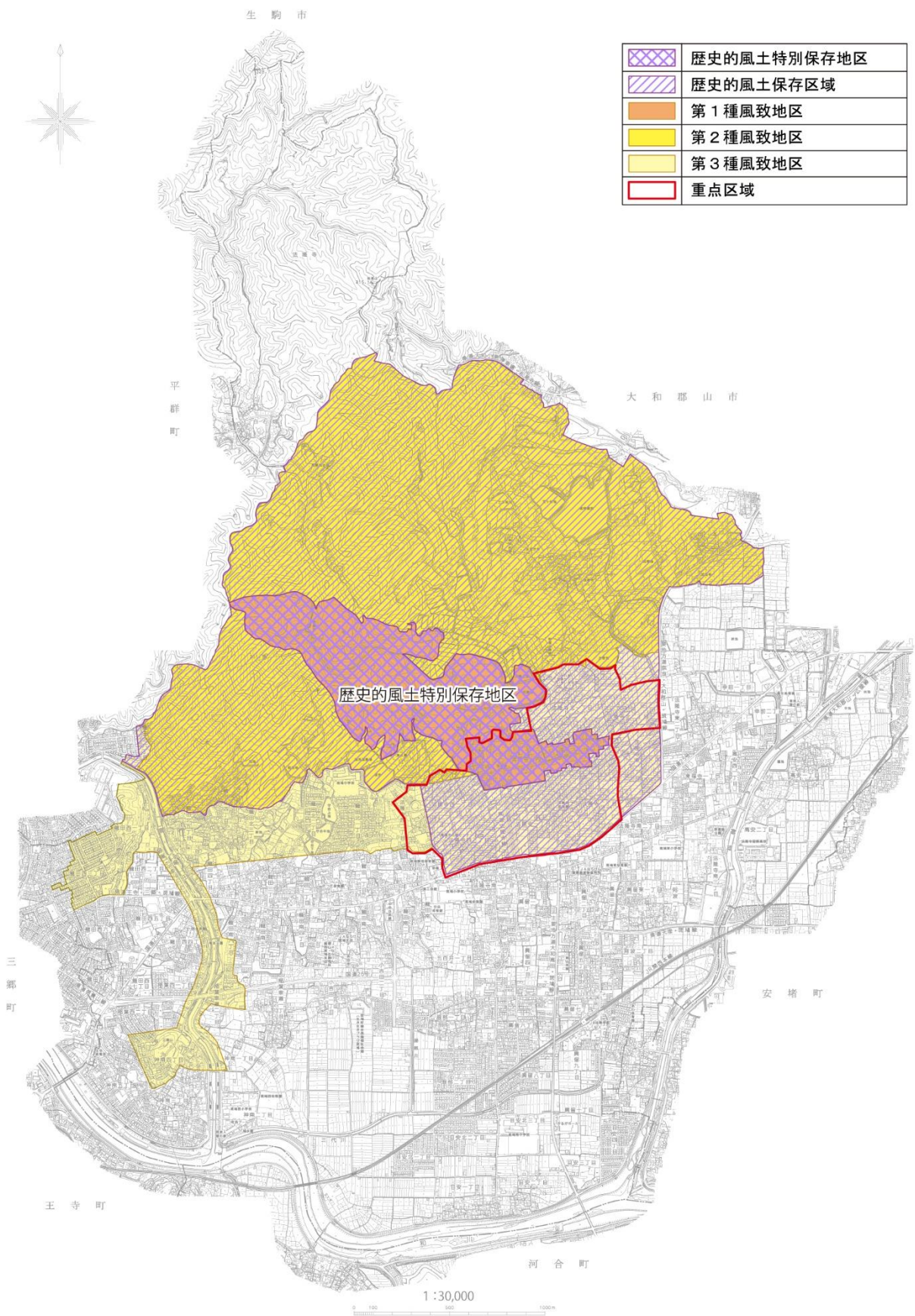


図4-4 古都保存法による区域・地区及び風致地区

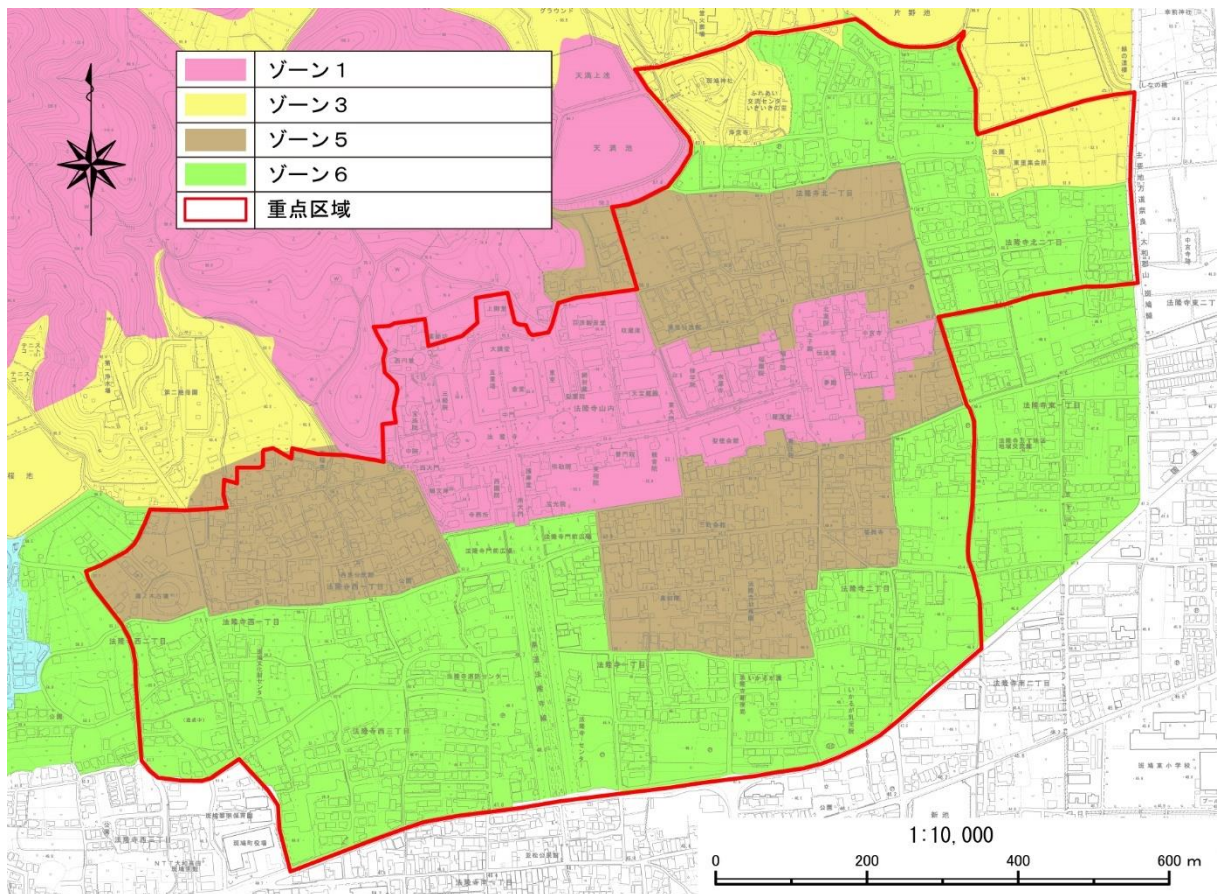


図4-5 風致地区のゾーン区分

■建築物等の形態及び意匠に関する基準

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	【建築物】 ●屋根 〔形状〕 ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、土、漆喰、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料により仕上げる場合、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。

ゾーン区分	基準
	【工作物】 ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料により仕上げる場合、色彩はベージュ、薄灰等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。 ●その他 〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン3	【建築物】 ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。 【工作物】 ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。 ●その他 〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン5	【建築物】 ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。



ゾーン区分	基 準
	【工作物】 ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。 ●その他 〔色彩〕 ・面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン6	【建築物】 ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。 【工作物】 ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。 ●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。 ●その他 〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

(3) 用途地域(都市計画法)

重点区域のうち、法隆寺境内から北側は大部分が市街化調整区域で、南側は市街化区域となっている。市街化区域部分の用途地域は、全域が第1種低層住居専用地域に指定されている。さらに、重点区域の全域が風致地区に指定されていることから、形態規制としては容積率(80%)を除いて風致地区の規制に従うことになるが、用途については第1種低層住居専用地域の制限が適用されている。

そのため、現状の用途地域では単独の店舗や住宅と併用の50m²を超える店舗、宿泊施設などの立地が規制されていることから、地域の歴史的風致を生かすことを目的とする「特別用途地区」を指定している。

特別用途地区の区域は、重点区域の第1種低層住居専用地域の内、三町周辺(法隆寺一丁目及び二丁目)の範囲であり、まちあるき観光にむけた取組みの動きがある地域である。特別用途地区の指定によって、歴史あるまちにふさわしい店舗や飲食店、アトリエや工房、宿泊施設、観光案内所などの立地が可能となることから、その立地を誘導し、歴史的風致を生かしたまちあるき観光を推進している。

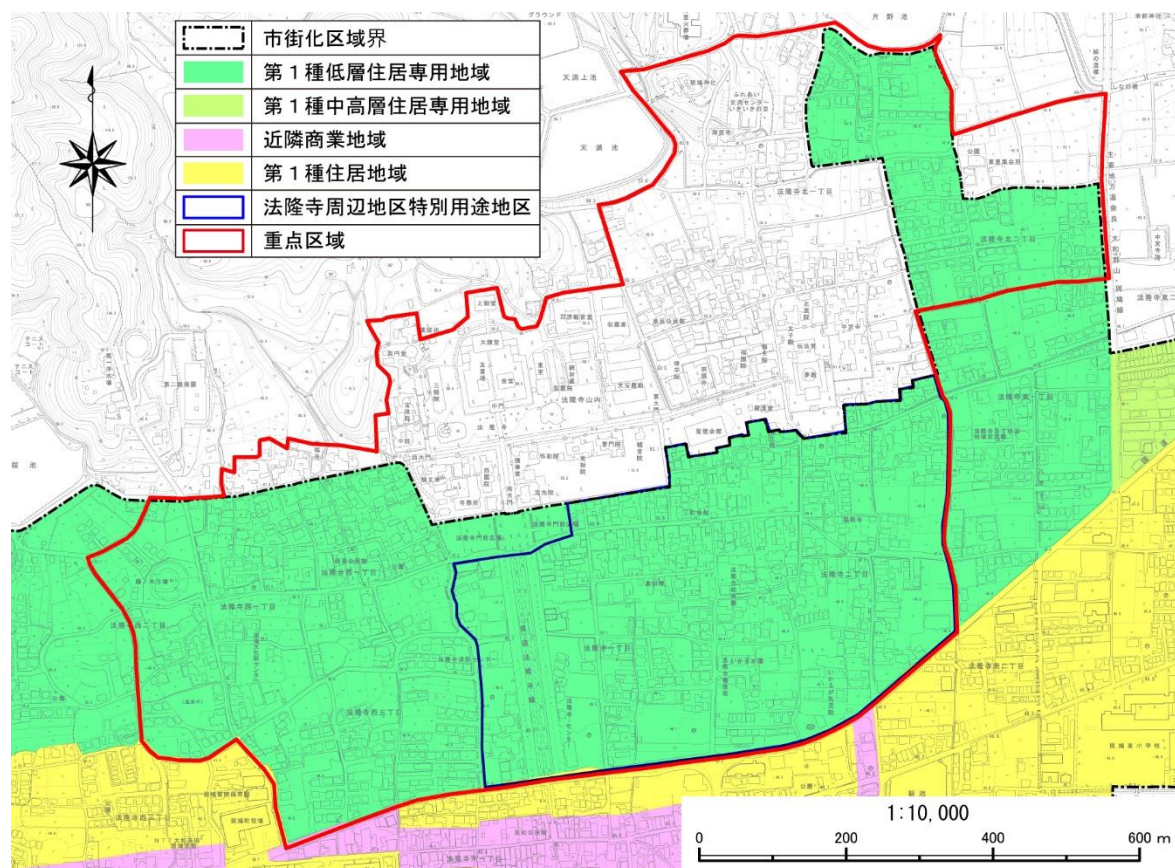


図4-6 区域区分及び用途地域



■用途地域による制限と風致地区による制限

用途地域による制限

	建ぺい率	容積率	壁面後退	高さ制限
第1種低層住居専用地域	50%以下	80%以下	1.0m以上 ※一部地域	10m以下

第1種低層住居専用地域の用途制限

○	1. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿
○	2. 兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの(非住宅部分の用途制限あり)
×	3. 店舗等
×	4. ホテル、旅館
×	5. 遊戯施設等
○	6. 公共施設・病院・学校等のうち以下のもの 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校」「図書館等」「交番、一定規模以下の郵便局等」「神社、寺院、教会等」「公衆浴場、診療所、保育所等」「老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等」「600㎡以下の老人福祉センター、児童厚生施設等」
○	7. 建築物付自動車車庫で600㎡以下1階以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下
×	8. 上記以外の工場・倉庫等

法隆寺周辺地区特別用途地区において立地可能とする建築物の用途（用途制限の緩和）

建築物の用途区分	用途制限緩和条例の規定
①物品販売店舗	物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの
②飲食店	飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）の適用を受けるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの
③自家販売のための食品製造店	自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限り、かつ、原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
④美術品又は工芸品のアトリエ又は工房	美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）及びそれらの展示販売又は体験製作の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの

建築物の用途区分	用途制限緩和条例の規定
⑤博物館、資料館等	博物館、資料館その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
⑥ホテル、旅館	ホテル又は旅館（風営適正化法の適用を受けるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
⑦観光案内所等	観光案内所、観光客のための休憩所、公衆便所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの

風致地区の制限

	建ペイ率	壁面後退距離		高さ	緑地率
		道路側	隣地側		
第1種風致地区	20%以下	3m以上	1.5m以上	8m以下	40%以上
第3種風致地区	40%以下	2m以上	1m以上	10m以下	20%以上

風致地区内の住宅の1区画当たりの敷地面積の基準(斑鳩町開発指導要領)

	1戸建住宅	長屋住宅	共同住宅
第1種風致地区	500㎡以上	原則として認めない	
第3種風致地区	原則として200㎡以上		

2 景観計画

平成16年(2004)に公布された景観法に基づき、平成23年(2011)3月に斑鳩町景観計画を策定、平成23年(2011)4月1日に斑鳩町景観条例が施行された。これによって、町全域の景観形成の考え方が明確になる中で、重点区域の景観形成の考え方が示されることとなった。重点区域については、斑鳩の里にふさわしい良好な景観形成を図ることが可能となった。

今後とも、住民・事業者にその内容の普及・啓発を図り、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努めるとともに、住民の景観まちづくりへの取組みを支援することで、歴史的風致への関心を高める。

(1) 景観計画区域

景観計画の区域は斑鳩町全域を対象としている。

(2) 景観計画区域の地域別景観形成の方針

町全域を4つの景観区域と3つの景観軸に区分して、それぞれの区域・軸について良好な景観を形成するための基本方針が示されている。これらのうち、重点区域が含まれている「歴史景観区域」「道路景観軸」について、景観形成の方針を示す。

ア 歴史景観区域

歴史景観区域は、古都保存法による歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区全域を対象としており、重点区域はこの区域の南端に位置する。

〈景観形成の基本方針〉

～世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全～

○社寺・集落・ため池など古くから受け継がれてきた資源と、自然・歴史・文化が創り出す環境とが一体となった景観を保全する。

○法隆寺の仏閣を中心とする参道、視点場からの法隆寺の塔の眺望などの景観を保全する。

○建築物・工作物については、伝統的な集落形態を踏襲した形態、仕上げ、色彩とし、周辺との調和をはかる。

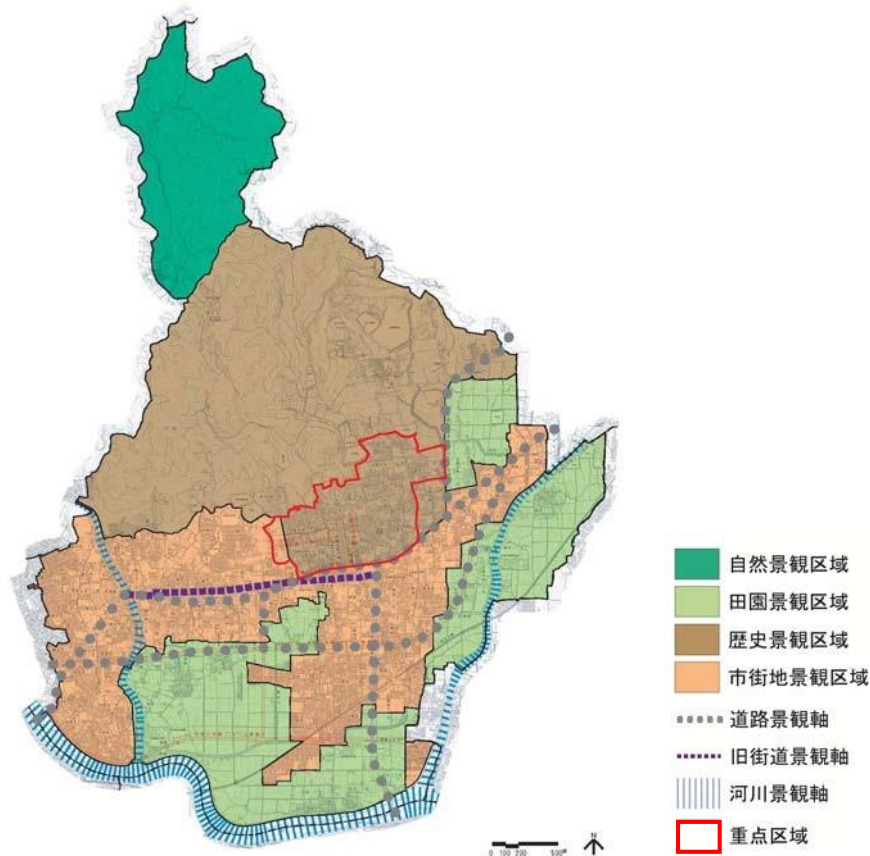


図4-7 景観区域と景観軸

イ 道路景観軸

道路軸景観は、斑鳩町の主要な幹線道路が対象となっているが、重点区域に関連するのは国道25号である。また、道路景観軸は、幹線道路沿道重点景観形成区域に指定され、良好な景観誘導を行うこととなっている。

〈景観形成の基本方針〉

～斑鳩の里へのアクセス道路にふさわしい沿道景観の形成～

○(国道25号)世界資産を含む歴史・文化環境にふさわしい沿道市街地の景観を形成する。

〈重点景観形成区域の景観形成方針〉

○(国道25号)斑鳩の里を象徴する世界遺産にアクセスする主要幹線道路であるとともに、斑鳩町の生活道路でもあることから、田園景観・歴史景観・市街地景観といった周辺に調和した沿道景観の形成をめざします。また、その歴史・文化環境にふさわしい沿道市街地の景観の形成をめざす。

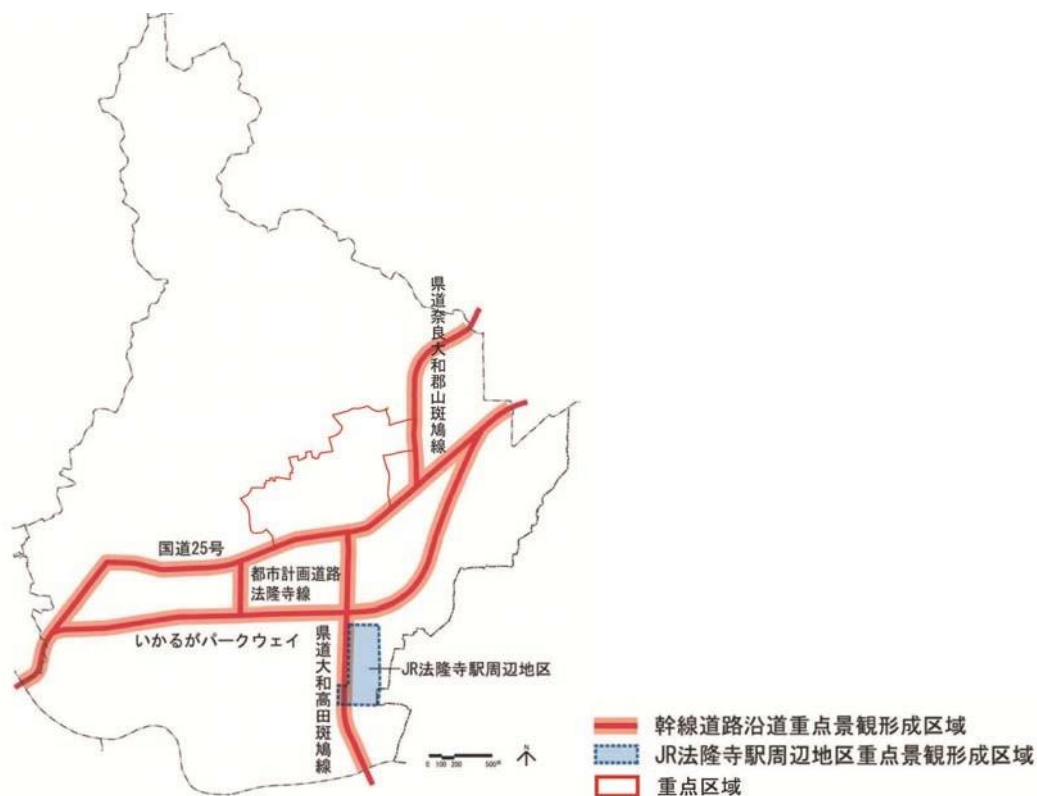


図4-8 重点景観形成区域



(3) 景観計画区域内での行為の制限の内容

ア 届出が必要な行為

景観計画区域内で建築行為や開発行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要であるが、重点区域は全域が風致地区となっているため、風致地区の許可申請をもって、景観計画の届出にかえることとなっている。

イ 景観形成基準

届出が必要な行為については、景観形成基準及び色彩基準が設けられており、届出の必要な行為については景観形成基準に適合すれば行為に着手することができる。

景観形成基準及び色彩基準は、景観区域別及び重点景観形成区域について定められており、重点区域は「歴史景観区域」、「幹線道路沿道重点景観形成区域」の景観形成基準及び色彩基準に適合することが求められる。

重点区域では、より、きめこまかい、風致地区の許可の審査指針(基準)が定められている。

3 屋外広告物の制限

重点区域は、奈良県屋外広告物条例により屋外広告物を表示し、または屋外広告物を掲出する物件を設置することは禁止されている。屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告旗、建植広告物、建築物等に掲出されているもの等のことであり、これら屋外広告物は原則として設置できないが、一方、自家用の広告物については、禁止の対象にはなっていない。

重点区域は全域が禁止区域であるが、斑鳩町全域では、禁止区域でないところは、許可区域となっており、許可基準に合致するものしか設置することができない。

今後とも、住民・事業者等にその内容の普及・啓発を図りながら、自家用の広告物についても協力を求め、良好な景観の形成に向けた相談・指導に努める。

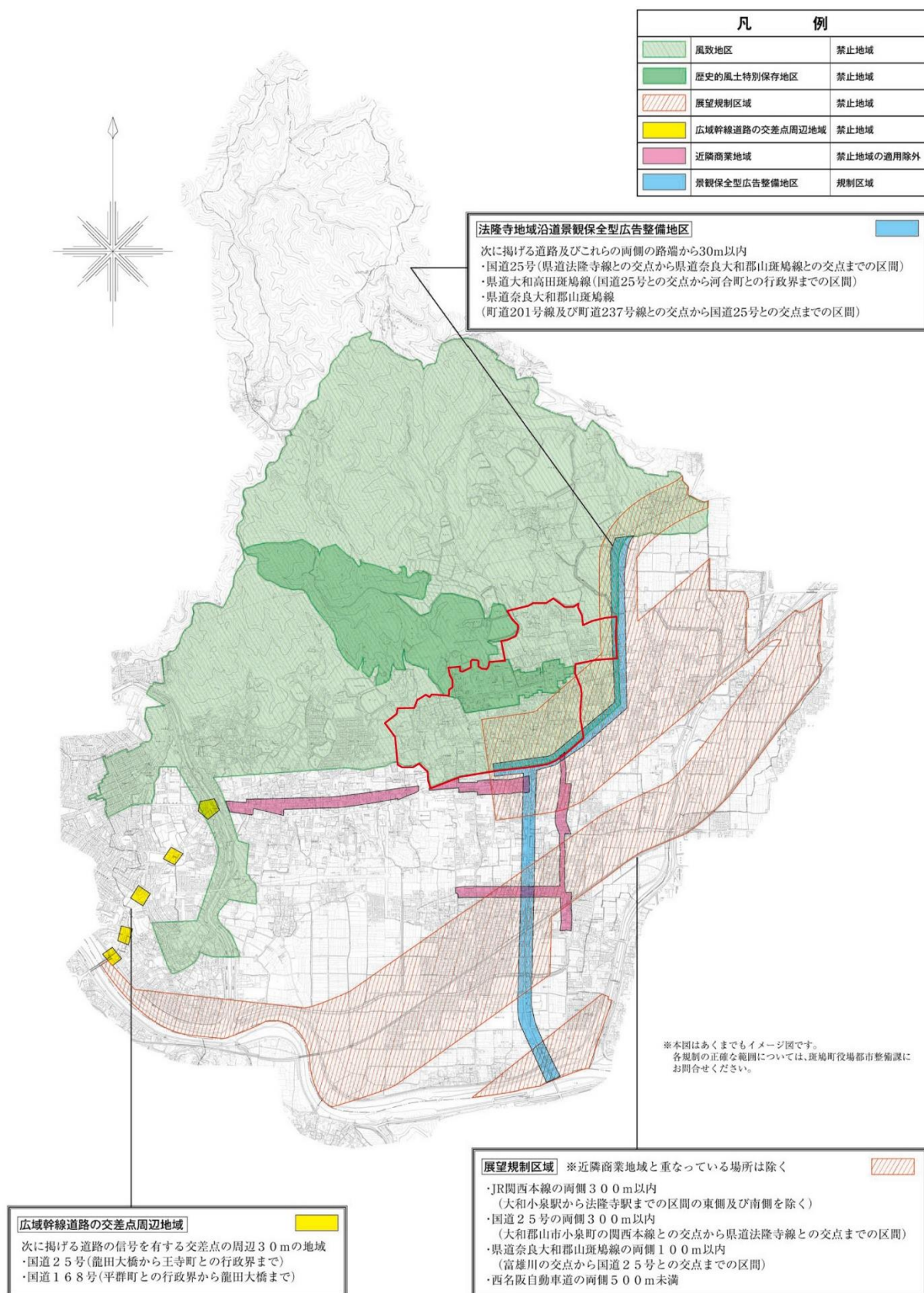


図4-9 屋外広告物規制図

4 農業振興地域整備計画

斑鳩町では、農業と農業以外の土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その区域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

都市計画法による市街化区域及び山林地帯を除いた市街化調整区域の大部分が、農業振興地域であり、農用地については、都市化に伴い面積が減少しているが、農業生産の場として重要な役割を果たしている。また環境面、景観、防災面などの多面的な機能も有している。

令和3年(2021)現在、本町においては、776haが農業振興地域となっており、その内336.28haが農用地区域に指定されている。農用地の利用は、効果的・計画的な利用計画を基本として他の土地利用計画との調整を十分に図り、農業生産性を高め、地区ごとの特色ある土地利用と優良農地の保全・確保に努めている。

重点区域の内、東里周辺(法隆寺境内以外の市街化調整区域部分)が農業振興地域となっているが、農用地区域は指定されていない。

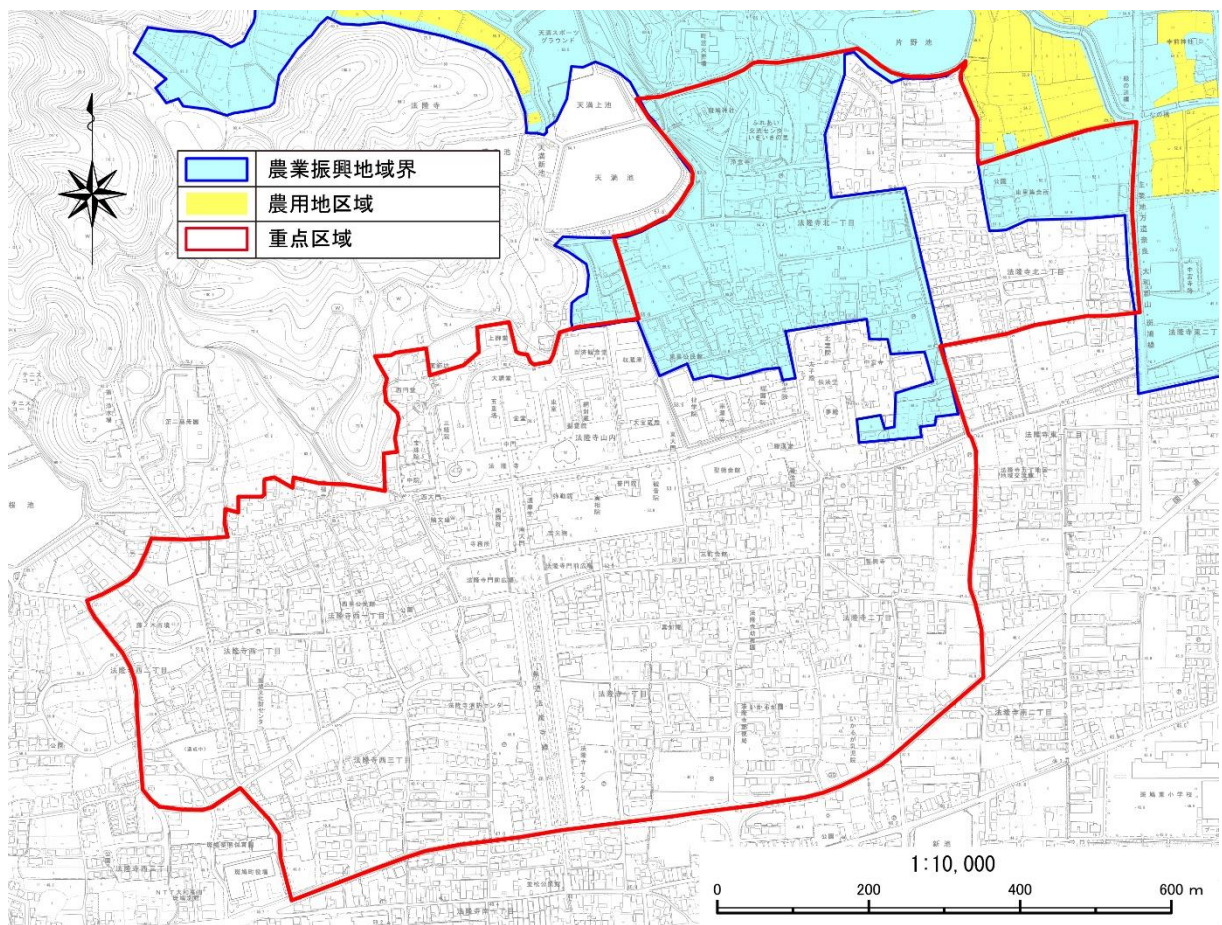


図4-10 農業振興地域の指定状況

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章